

緊急事態宣言解除後の各部所管の施設、事業等の対応について（水道部）

このことについて、緊急事態宣言解除後の対応は下記のとおりとする。

記

<水道部総務課>

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水道料金・下水道使用料の支払い猶予の受付再開について
 - 水道料金及び下水道使用料の支払い困難者を対象とする最長1年間の支払い猶予を実施について、受付期限を令和3年3月31日から令和3年9月30まで延長する。
- 浄水場見学会の受入中止
 - 緊急事態宣言終了後も当面の間、中止する。

<水道部工務課>

- 浄水場運転管理業務（委託）の継続について
 - 浄水場運転業務に係る交代制勤務及び勤務時間の30分繰り上げは終了する。